

JIS

子どもの安全性－設計・開発のための一般原則

JIS Z 8150 : 2017

平成 29 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.12.20

官 報 公 示：平成 29.12.20

原案作成協力者：特定非営利活動法人キッズデザイン協議会

(〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35 森ビル TEL 03-5405-2141)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 科学的アプローチ	3
4.1 一般	3
4.2 子どもの特性に起因する事故の特徴の理解	3
4.3 子どもの身体特性及び行動特性の理解	3
5 子どもの安全性確保のための活動	3
5.1 一般	3
5.2 事故情報の確認及び対処	4
5.3 設計・開発の評価又は検証及び改善	4
5.4 利用者への情報の伝達	4
5.5 事故情報及びユーザーニーズの蓄積並びに活用	5
6 リスクアセスメント	5
6.1 一般	5
6.2 意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用の同定	6
6.3 ハザードの同定	6
6.4 リスクの見積り	7
6.5 リスクの評価	8
7 危害の軽減及び防止の対策	8
7.1 一般	8
7.2 ステップ1：本質的安全設計	8
7.3 ステップ2：ガード及び保護装置	8
7.4 ステップ3：使用上の情報	8
7.5 残留リスクへの方策	9
7.6 使用段階のリスク低減	9
附属書 A（参考）複合要因による事故事例	10
附属書 B（参考）子どもの安全性確保のための活動事例	14
附属書 C（参考）子どもの事故事例分析のためのデータベース等	19
附属書 D（参考）子どもの安全性確保のための製品の設計に資するデータ及び知見	22
附属書 E（参考）危害の軽減及び防止の対策事例	26
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

子どもの安全性—設計・開発のための一般原則

Child safety—General principles for design and development

序文

子どもの探索行動又は事物への興味及び関心を示す行動は、子どもの成長・発育過程において自然な行為であり、発育に必要な行為である。一方で、子どもの事故には子ども特有の行動特性及び心理特性に起因しているものも多い。重要な点は、子どもの自然な行動を阻害することなく、かつ、重篤な事故につながる対策を打つことである。子どもの安全に関する考え方の基本は、危険源の察知及び危険回避の能力の発達を妨げるものではなく、死亡又は重傷を負うような事故を回避することにある。

子どもの事故の中には、対象となる利用者を特定した各業界の安全規格だけでは防ぎきれない事例が存在する。これらの事故を防ぎ、子どもが深刻な傷害を負う状況を避けるためには、過去の子どもの事故情報並びに子どもの行動特性及び心理特性に基づいた対策が必要である。この規格は上記の考えに基づいて、製品などの設計・開発において子どもの安全性確保に必要な活動を規定するものであり、独立して使用されることも、各業界の安全規格と併存する場合もある。

1 適用範囲

この規格は、子どもが死亡又は重傷を負う可能性を、最小限に抑えることができるよう、製品を設計・開発するための一般原則を規定する。

この規格は、あらゆる製品を提供する事業者を対象とし、子どもを直接の利用者と想定した製品だけでなく、子どもが遭遇すると思われる製品の設計・開発において、事業者の規模、業種、業態にかかわらず、適用される。

この規格は、故意の危害（例えば、虐待）又は心理的危険（例えば、脅迫）のような非肉体的危害の防止に関する指針は提供していない。

注記 環境及びサービスは、この規格の適用範囲には含まないが、環境及びサービスの設計・開発において、この規格を参考にすることができる。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針

JIS Z 8051 安全側面—規格への導入指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8050** 及び **JIS Z 8051** によるほか、次による。